



第43号

2020. 3月号

Webみやぎ(第43号)

発行所／建設連合 宮城県建設組合
〒980-0802 仙台市青葉区二日町16番1号
二日町東急ビル5F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

令和2年度の「国保保険料」は据置します。

介護保険料は据置します。

令和2年2月15日 建設連合国民健康保険組合組合会が、品川プリンスホテルに於きまして開催されました。

当日の主な議題として、令和2年度事業計画（案）並びに令和2年度一般会計歳入歳出予算（案）について審議されました。

特に、令和元年度に若干層を中心にお保険料の値下げを行いました。

その影響が、どの程度新年度予算に影響を及ぼすかが心配されましたが、国保組合の全国の支部に於いて行つた若干層加入促進キャンペーん等の影響で、例年では減少傾向で有つた組合員数及び保険料が毎月増加し、当健康保険組合は安定した保険料収入を保つことができました。

その結果として、令和2年度の一般会計歳入歳出予算においても保険料の据置が可能となり令和2年度の国民健康保険料及び介護保険料については値上げをしないで、同額で据え置きとなりました。



組合員年齢区分	保険料
19歳未満	6,900円
20歳以上24歳未満	9,000円
25歳以上29歳未満	11,100円
30歳以上39歳未満	14,000円
40歳以上49歳未満	16,000円
50歳以上	18,000円
家族保険料	5,400円
介護保険料	2,700円

重
点
事
項

- 1 適用の適正化と
組合員資格の再確認

新規に加入する組合員については、組合員となる方の住所、携わっている業種及び就労状況の確認を徹底することにより、組合員資格の適正化を図ることとする。

① 新規加入時の適正化 組合員資格の再確認

組合員資格の適正化は、国保組合にとっての重要課題である。当国保組合は、厚生労働省の指導に沿つた組合員資格再確認要綱を策定し、愛知県の了承を得ている。

令和2年度は、この要綱に従つて保険証の更新に合わせた2年サイクルの組合員資格の再確認を実施するものである。

② 保健事業の推進

① 特定健診・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導は、止めどなく増え続ける医療費の抑制策として、保険者が行わなければならぬことが法律で定められている事業であり、平成30年度からは保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において全保険者の受診率等が公表されている。

また、特定健診・特定保健指導の受診率は、国保組合の事業実績の評

価指標の一つに位置づけられており、評価の結果は国の特別調整補助金に反映されることになっている。令和2年度の目標は次のとおりである。

- ・特定健康診査受診率 55%
- ・特定保健指導実施率 24%

②保健事業の強化・推進策の検討

被保険者の健康の維持及び促進を図り、より多くの方に安心して加入していただける国民健康保険組合を築くため、保健師を人材に取り入れた体制を構築し、次の事項を実施することとする。

- ・当国保組合全体の健康課題等の把握
- ・当国保組合における地域ごとの健康課題等の把握
- ・重複頻回受診者及び重複多剤服薬者の保健指導の推進
- ・特定保健指導の効果的な実施方法の構築
- ・その他効果的な保健事業の検討

③社会保障・税番号制度への対応

- ・情報連携を活用した地方税情報の取得
- ・オンライン資格確認システム導入への対応

④組合員の加入促進

- ・今後も安定した保険財政を維持するためには組合員年齢構成比バランスを維持することが必要であり、そ

のためには若年層の新規加入の促進及び既加入者の脱退抑制を図ることが肝要であることから、国保ニュースやホームページで当国保組合の特徴を周知する等を実施する。



小規模企業共済加入 受付中

節税

事業廃業

後継者への事業の移譲

後の備えを考えませんか？

デメリット

長期納付する事により恩恵が増えます。この制度は、個人事業主（共同経営者含む）または一人親方が事業や退職経営譲された場合に備えて、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備していく共済金制度で、いわゆる事業主の為の退職金制度となっています。

掛金は、月額1,000円～70,000円（500単位）の範囲で自由に選択でき、加入後も増減額ができます。

支払い方法も「月払い」「半年払い」「年払い」とご自身に見合った方法から選ぶ事ができます。

加入方法

当組合にお問い合わせいただき、加入申込書をお取り寄せください。必要事項を記入し、各金融機関で預金口座振替申出書のお手続きを行い、当組合窓口に申込書と開業届等のコピーを提出してください。

- 詳細については

建設連合・宮城県建設組合へ

お問い合わせ下さい。

建設連合・宮城県建設組合では、小規模企業共済加入受付を行っています。この制度は、個人事業主（共同経営者含む）または一人親方が事業や退職経営譲された場合に備えて、生活の安定や事業の再建を図るために、資金をあらかじめ準備していく共済金制度で、いわゆる事業主の為の退職金制度となっています。

支部では、建設連合・宮城県建設組合の協力の下、令和2年度に於いても本年4月以降に組合員として39歳までの方を紹介された方が建設国保に加入した場合、紹介者と加入者にクオカード（三千円分）を進呈するキャンペーンの実施を12月末まで行うこととしました。

組合員皆様のご協力の下、当支部に於いては若年者の加入率が他地域より高く、50歳未満の組合員の加入率が約54%を超えてています。しかしながら、10代20代の加入者が未だまだ、少ないのが現状です。その為、若年層の加入促進には組合員の皆様のご協力が不可欠です。

この機会に、一人でも多くの組合員のご紹介をお願い申し上げます。

長期納付する事により共済金額や節税額に恩恵が受けられます。

掛金全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として、課税対象所得から控除されます。

- 詳細については

建設連合・宮城県建設組合へ

お問い合わせ下さい。

資格調査で使用する確定申告書の記載要領は 下記の内容を参考に申告納付をお願いします。

提出していただく書類の選択方法

あなたの現在の状況は？

従業員

一人親方・個人事業主

提出書類は以下の3点です

- ①源泉徴収票のコピー
- ②雇用証明書
- ③確認票（同封の黄色または白の用紙）

提出書類は以下の2点です

- ①確定申告書（B）のコピー ≈1
- ②確認票（同封の黄色または白の用紙）

- ◎受付印は押されていますか？
- ◎インターネット申告であれば、**申告受付日時と受付番号が印字されていますか？**

インターネット申告の場合は
申告受付日付日時と受付番号
が印字されます。

〈コピーする際の注意事項〉

- 申告書をコピーする際は、一部分ではなく、**第一表の全部**をコピーして下さい。
- 金額を伏せたい場合は1,000円以上のケタを塗りつぶし、**下3ヶタ**は塗りつぶさないようにして下さい。
(全ての項目の金額について)
- 税理士や申告会などを通して申告する方は、税理士署名欄や申告会等の**押印**があるページのコピーも提出して下さい。

申告書（コピー）は、全面（第一表の全部）を提出して下さい



**国民健康保険料
領収証明書発行について**

宮城県支部からの
お知らせ

国民健康保険料を振込や自動引落
で入金された方には、今年の1月か
ら12月までに納入された分の国民健
康保険料領収証明書を令和2年1月
中旬から2月上旬にかけて発送しま
した。

現在ご加入中の一人親方等労災保
険の適用期日は令和2年3月31日ま
でとなっております。当組合より2
月上旬に一人親方等労災保険の年度
更新書類を送付しています。継続の
有無に関わらず必ず返信願います。
また、同時に給付基礎日額の変更
も受け付けておりますので、変更を
希望の方は年度更新書類に変更額を
記載し、期日までに必ず提出するよ
うお願いします。
ご質問等ございましたら、当会まで
お問い合わせください。

**一人親方等労災保
険
年度更新について**

**建設連合・
東北地区労働保険振興会**

尚、確定申告の申告納付の時期が、コロナウイルス感染症蔓延の影響で4月16日まで延長されました。申告納付は早めに終えるようにお願いいたします。

インフルエンザ予防接種の 補助金申請を 忘れていませんか



※領収書のコピーについて、以下の点にご注意ください。
接種を受けた方の個人名と接種を受けた日及び金額が記載されたものが必要です。

令和2年度 特定健康診査集団健診の 日程が決定しました

当支部の年間の集団特定健康診査の日程が以下のとおり決定しました

のでお知らせします。

▼第1回 特定健康診査

令和2年4月19日（日曜日）

▼第2回 特定健康診査

令和2年7月12日（日曜日）

▼第3回 特定健康診査

令和2年10月18日（日曜日）

▼第4回 特定健康診査

令和3年1月17日（日曜日）



◎男性 PSA
(主に前立腺腫瘍の検査)
◎女性 CA125
(主に卵巣腫瘍の検査)

【開催場所】

医療法人社団 進興会

せんたい総合健診クリニック

※個人負担なしの特定健康診査に加え、各種オプションをリーズナブルな追加料金で受診できます。

**マンモ・子宮がん検診等の
婦人科健診、MRI、CT等を
ご希望の方へ**

建設連合国民健康保険組合宮城県支部では「マンモ・子宮がん検診等の婦人科健診、MRI、CT健診」

をご希望の皆様に対し、建設連合国民健康保険に加入している組合員及びご家族の皆様限定の健診をせんたい総合健診クリニックのご協力で特別料金で受診できます。

ご希望の方は支部までご連絡ください。

この補助金申請をされていない方は、是非、申請をお願いします。

※【注意】

40歳未満の方は、集団健診かそれ以外の健診のどちらか1回の補助と

満40歳以上の組合員及び家族は負担なしで健診が受けられます。（建設連合国民健康保険組合の発行する保険証をお持ちの方に限ります。）
今年度より基本的特定健康診査内容が充実しました。

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。
従つて、法人に勤務する従業員は加入できません。

**国保保険料
(組合費含む)は
毎月10日
が納期です**

